

昭和三十三年における国語学界の展望

国語問題

加藤 彰彦

一、ことばに対する反省

ことばブームといわれた三十一年が暮れ、三十二年が明けると早々、「曲り角に来た日本語」(日本経済新聞、一・三〇一・二四)が連載された。これは、日本語の現状について、たとえ「大手をふる外国語」「国字改良のこれから」「標準語づくり」というような見出しで、文字と機械文明、クイズ、小学校の教室、テレビと話術、方言、中国のローマ字化、正書法、流行語などの問題を取り上げて、たんねんに解説したものである。同じように、「日本人の言葉」(中日新聞三・一〇一三・一九)、「ニッポン語の散歩」(図書新聞四・二〇一・二二・一四、石黒修担当)「あいまいな言葉」(朝日新聞三・一〇一〇・一九)が連載された。

「あいまいな言葉」(森本哲郎記者担当)は、「言葉そのものがあいまいだというよりは、言葉の使い方があいまいなために、言葉そのものが如何にもあいまいであるかに見られる(序)」ことを問題として追求し、現在盛んに慎用されている封建的「自由」「庶民」「常識」「文化」などの三十一のことばを取り上げ、それらのことばに対する意見を聞くため百五十一人におよぶ学者・

評論家・作家にインタビューし、筆者がさらに社会批判的にまとめたものである。

九月に、大野晋の「日本語の起源」(岩波新書)が出て、安田徳太郎の「万葉の謎」とともに、日本語の起源についての論が大いに起り、ふだんことばに無関心だった者までが興味をもつようになった。

こうして、ことしはまず、ことばに対する反省から始まったといえよう。

二、官庁における左横書き

政府は、昭和二十四年四月五日、内閣官房長官の依命通達「公用文作成の基準について」で公用文を左横書きにすることを実施するようになった。(公用文の書き方については、昭和二十七年四月四日「公用文作成の要領」内閣甲一六号依命通知参照)さらに七月一日から建設省が左横書きに切替え、三十三年一月一日からは行政管理庁もこれを行うことになった。

このようにして、次第に左横書きが普及されていっている。左横書きの利点として

(1) 漢数字よりも読みやすいアラビア数字を使うことができ

る。また、ローマ字を使うこともできる。

(2) 書いたあとを摩擦しない。

(3) 書き終った部分が見える。

(4) つづり込みを統一することができる。

等があげられている。

またこれを実施していない官庁では、憲法その他の法律が縦書きであるためや、今までの用紙のストックがあることなどで遅れているようである。

また官報は、横書きに適している原稿や、特に横書きの要望のあったものは、そのまま横組みにして印刷されるようになってくる。

以上のように官庁が、公文書の文体ならびに文書様式の合理化に努める一方、民間会社でも一月から日本商工会議所が、四月から日本石油、日本放送協会などが左横書きになり、事務能率の向上という点からそれぞれ研究し実施しようとする傾向になってきた。

三、郵政省か通信省か

—— 当用漢字表実施に伴う問題 ——

八月二十九日朝刊に、郵政省がその設置法の改正に伴って通信省と改名することが報道されてから、新聞等の投書その他において反対の意見があらわれた。「郵政省を通信省に改称するとの話(毎日八・三〇余録)」、「ムダな通信省改称」(読売九・二氣流)など。

反対理由の一つとして、「通」の字が当用漢字表にないという

ことがあげられていた。(これは投書者のまちがいで、当用漢字表にはある。)

もう一つは、当用漢字別表(いわゆる教育漢字)にないのので、国語を平易にするのに逆行するものであるという理由があげられていた。

昭和二十四年六月、通信省が分かれて、郵政省と電気通信省とになって、それぞれの業務を分担することになったが、昭和二十七年八月電気通信省が日本電信電話公社となり、さらに今回郵政省で、従来の郵政事務に加えるに電波監理および電信電話公社監督行政を含めた全体の業務を総称する名称に改める必要が生じた。そこで郵政省と電気通信省とに分れる前の「通信省」の名称が考えられたものと思う。現に国会では、通信委員会の名称が用いられ、組合は全通と略称されている。

そこで問題の「通」の字であるが、前述のように当用漢字別表にはないが、当用漢字表にははいっている。ただ、国語審議会が昭和二十九年三月文部大臣に報告した、「当用漢字表審議報告(いわゆる当用漢字補正資料)」には、当用漢字表から削る字の中にはいっている。(ただし、この報告は国語審議会としても世間の批判を求めたもので、政府としては正式に取り上げるに至っていない。)

現在新聞社等においては、この補正資料をとりいれ、新当用漢字表などと呼んで使用しているので、「通」の字については新聞方面からの反対が強かった。

なお、設置法の改正は、三十三年三月に衆議院を通過したが、解散のため見送りとなり、「通信省」と改称することはついに実

現しなかった。

四、中国の文字改革

中華人民共和国は、一九五四年十二月、國務院（わが国の内閣にあたる）に中国文字改革委員会を設け、専門家を集めて、漢字簡略化案および漢語音表方案を研究することにした。その目的は、中国文字改革委員会の解説によれば、「人民が漢字を学び使用するのに便利なように、しだいに漢字を学びとれるようにし、社会主義建設にいっそうよく奉仕させるためであって、漢字をなくしてしまふことではない。漢字が必要かどうか、根本的改革が適当かどうかの問題、つまり漢字を改革して音表文字にする問題は別の性質の問題であって、当面の文字改革の範囲に属さず、当面の文字改革の任務と混同してはならない」と述べている。さらに、当面の文字改革の任務については、

- (1) 漢字を簡略化して、漢字の教習や応用に便利なようにする
- (2) 北京語を標準音とする標準語を普及し、漢民族の言語をしだいに統一する。
- (3) 漢語音表方案を制定実施し、それを用いて漢字に発音をつけ、漢字を教え、読み方を統一し、標準語を普及するのに助けとするのである。

という三つの方針をあげている。昨年（一九五六）のはじめから、中国の新聞や雑誌の横書きとともに登場した五百十五の「簡体字」（略字、うち二百三十字は実用、第二表二百八十五字は試用）は、この第一の方針によるものである。

秋に、周総理は北京訪問の日本代表团（团长片山哲）に、「日本から専門家を招いて略字の統一を図りたい。」と提案し（朝日九・二二）、十二月に、日本を訪れた中国の紅十字代表団の廖承志副团长も記者会見で同様の希望を表現した。（読売十二・八）これに対する日本の反響は賛否相半ばし、東大の倉石武四郎教授は、中国の略字五百十五字のうち、四百四十五字までが日本では通用しない。これを統一することはむりだし、たとえ略字だけ協定しても、当用漢字以外のむずかしい漢字が出てくる中国の新聞雑誌を読むことはできないと述べている。（週刊朝日十二・二十七中国の略字と日本の略字参照）これに対して、東大の玉木英彦教授は、次のように述べている。

- (1) 中国の略字が日本の当用漢字と同じ形をとるもの（ただし、一画違いで容易に同じとわかるものを含む）
百一字 庄(厶) 对(对) 斤(斤) 实(实) など。() 内が中国の略字。
 - (2) 中国には略字がなく、日本にだけあるもの
三十二字 老 円 仮 欠 仏 弁 など。
 - (3) 日本も中国も略し方が違うもの
八十一字 采(采) 応(应) 観(观) 両(两) など。
 - (4) 中国には略字があるが、日本では複雑な字を当用漢字として使っているもの
百九十九字 陰(阴) 時(时) 職(职) など。
- (うち、日本の当用漢字のどこかを省略すれば中国の略字と同形になるもの一六十九字)

開(开) 産(产) 飛(飞) 務(务) など。

となる。兩國の長所をとり、小さな違いを調整すれば相当広範囲な文字の統一ができるかと協定の必要性を主張している。

中国の略字には三とおりのある。第一は字形を簡略したもの——云(雲) 关(関) 从(従) () 内は日本字。

第二は意味から作ったもの——阳(陽) 众(衆) 孙(孫)

第三が発音からきたもの——辽(遼) 战(戰) 华(華) である。

発音をもとにして作られた略字の中には手のつけようもないものがある。叶(葉) 芝(芸) 只(隻) など。

これによって、地名人名のいわゆる固有名詞も、だいたい書き方が違ってくるわけである。たとえば、辽宁→遼寧 云南→雲南

苏州→蘇州 广东→廣東 沈阳→瀋陽 重庆→重慶 毛泽东→毛澤東 など。

(言語生活四月号 中国でも悔む地名・人名の「生僻字」原田稔)

右のように、日中兩國は同文同種などと簡単にいいきれない面があり、略字の統一には今後かなりの研究を要するものと思われる。

さらに、もう一つの方針である「標準語の普及」のために、漢字のフリガナとしてABC二十六文字を使用するという「汉语拼音方案(漢語拼音方案)」が、二月十一日の全国人民代表大会第五次會議を通過した。

一九一八年に当時の北京政府教育部が公布し、現在も使われている「主音字母」や、一九二八年南京大学院で制定した「國語

別 表
一 字 母 表

字母名称	Aa Y[A]	Bb ㄅㄆ[be]	Cc ㄘㄜ[ts'e]	Dd ㄉㄝ[de]	Ee ㄜ[e]	Ff ㄝㄝ[ef]	Gg ㄍㄝ[ge]
	Hh ㄏㄩ[XA]	Ii ㄨ[i]	Jj ㄐㄨㄝ[tsie]	Kk ㄎㄝ[k'e]	Ll ㄌㄝ[ei]	Mm ㄇㄝ[m]	Nn ㄋㄝ[ne]
	Oo ㄛ[o]	Pp ㄆㄝ[p'e]	Qq ㄑㄨㄝ[tseiu]	Rr ㄩㄝ[Ar]	Ss ㄝㄝ[es]	Tt ㄊㄝ[t'e]	Uu ㄨ[xu]
	Vv ㄨㄝ[ve]	Ww ㄨㄩ[WA]	Xx ㄒㄨ[Xi]	Yy ㄩㄝ[jA]	Zz ㄗㄝ[tsɛ]		

V只用来拼写外来語，少数民族語言和方言。字母の手写体依照拉丁字母的一般書寫習慣。

「マ字」、さらに一九三一年瞿秋白・吳玉章らがシベリアで作ったといわれる「ラテン化新文字」などちがって、今度の方案の特色は、漢字の音表字母としてアルファベット二十六文字を採用しつづり方も簡単になつてゐることである。

方案は、() 字母表 (ㄅ) 声母表 (ㄅ) 韵母表 (ㄅ) 音調符号 (ㄅ) 隔符号 (ㄅ) 成り、字母表 (アルファベット) には、それぞれ注音符で発音が示してある。

(別表) [] で示した発音記号は、「人

民中国一の日本語版による)

声母表には、b p m f d t n — といった子音が並び、韵母表には a ua uei iang iao などの母音の形があげられている。

音調符号は、陰平 — 陽平 — 上声 V 去声 \ の四つ。隔音符号は (') 一つだけである。

この方案は、漢字にフリガナをつけて読み方を統一し、標準語を普及するための助けにしようというわけである。これによって漢字を教えるのも楽になるであろうし、また少数民族の言語(蒙古語、ウイグル語、キルギス語など)に対する共通の音表字母にすることができると説明されている。

ところで、このローマ字化は「漢字廃止」とは一応別のもので、同案も「漢字を改革して音表文字にする問題は別の性質のものであって、当面の文字改革の範囲には属さない」と説明していることは前述のとおりである。漢字の存廃問題は、民族文化に関する重大な問題なので、気長に結論を待とうという方針なのではあるまいか。

五、新聞・放送方面の用字用語の整理統一

日本新聞協会では、外国地名・人名の書き方、あて字の書き方について統一し、各新聞がこれによることになった。

五月一日から各新聞社が実行している外国の地名の書き表し方は、次の六項目の基準から成っている。「新聞用語集」日本新聞協会昭和三十二年度増訂版)

- 一 外国地名の表記は、原則として現地における呼称による。ただし慣用の固定しているものはそれに従う。

二 V 行の表記には「ヴ」を使わない。(この項は再版後の訂正)

三 t i · d i はなるべくチ・ジ、t u · d u はチュ・ジュと書く。

四 語尾の i a はイアと書く。

五 ふつう二語からなる地名に「・」は使わない。ただし長い地名で判読しにくいばあいはそのかぎりでない。

六 つまる音(ツ)、のぼす音(ー)は、はっきりしたもので外はできるだけ省略する。(この項も再版後の訂正)

ここで、従来の書き方と大きく違った点は、V 行の書き方に「ヴ」を使わないということである。

ヴを使わないという原則は、日本新聞協会の前田雄二編集課長によれば、次のような意見を基礎にして確立された。

- 一 外来語表記の基準に従うべしということで、バイオリン、テレビ、サービスと同じように、地名のV行もV行で書くことが日本語として自然である。外国地名は、外来語と同じように日本語として固定させて然るべきであるから、外来語と同じ基準で表記するのが当然である。

二 日本人には、どのみち外国人と同じ発音はできないのだから、日本人の発音しやうい表記で書くべきだ。V行とB行を分けて表記するほど外国語の発音を尊重するなら、LとRもそれぞれ別の表記で書き分けなければ話が合わない。

三 ヴは日本語として正式な表記でない。外国文学の翻訳が行われた初期に、W行に濁点を打った表記が用いられたが、ヰ・ヱなどはすでに減んでしまい、ヴだけが残っている

のであって、元来日本人には発音しにくい音である。国語教育でも、濁点はガ・ザ・ダ・バの各行だけで、ヴは教えておらず、ひらがなで書くことのできないカタカナだけのヴは、表記符号として変則だ。

この原則は、外国の人名の書き方にも準用され、九月一日から実施された。

日本放送協会では、「外国地名発音辞典」(一九五六)に見られるように、原音尊重主義の態度をとっているので、書きことばの立場から表記を簡易化しようとする新聞の態度と大きな開きを見せている。

新聞が「ヴ」を使わなくなったことは、外来語および外国の地名・人名の表記の上で、大きく一步を踏み出したものといえるであらう。

問題はテレビの字幕であり、耳から聞き、かつ目で見るため、発音と表記をどの程度一致させるかが、今後研究を要するであらう。

日本放送協会と、放送文化研究所では、スポーツ用語の研究に着手し、三月に「放送のためのスポーツ辞典(野球)」を刊行した。語数八八六、うち日本語一五八、外来語六九〇、組合せ一八(ネット裏、バントせんぼう、ホップする、ホームランきょうそう等)。これによって、「勝利投手はかち・とーしゅ、敗戦投手はまけ・とーしゅ」ということになって、初めのうちはラジオの聴取者に耳慣れない感じを与えた。

「中央公論」「世界」が四月号から、「文芸春秋」が八月号から新字体を採用し、「文芸春秋」が同時に現代かなづかいとなった。このことは、時勢の流れというより、編集者の読者に対する考慮のあらわれであると思われる。

六、言語の機械化

東京工大の星野愷すずしの手に成るシンクロ・リーダー朝日新聞社と新興製作所との共同研究による漢字電信機、「言語生活」六月号に富岡辰雄が紹介している)沖電機の漢字テレタイプライター、声がそのまま文字になる機械などが話題にのぼった。

シンクロ・リーダーは、シートに文字や図版が印刷できると同時に、録音もでき、それを機械にかけると、文字や図を見ながら、録音を聞くことができる。しかもそのシートは、容易に複写ができるとあって注目されている。

漢字電信機と漢字テレタイプライターは、漢字交りの普通文を電信で送ることができるので、新聞作成に威力を発揮するであろう。漢字・かな・アルファベットと若干の記号を入れて、約二千五百字、特殊な固有名詞を除いて、一般の通信にはことかかないという。

声がそのままに文字になる機械は、音声を電子装置によって符号にかえて、自動的にローマ字でタイプされるという。

七、国語審議会その他

三十一年十二月十三日第四期の国語審議会が発足し、一月には正書法部会を新設し、正書法の一環として送りがな法の審議には

いった。また、話しことば部会も、「話しことば」の規準化について審議しているが、いずれもまだ決定したものではない。

文部省調査局国語課では、毎年、文部省・県教育委員会・国立大学の主催で、国語教育協議会を開催している。これは「国語政策に基く国語教育上の文字・ことばについての諸問題を研究協議」し、また、「国語教育の充実発展を図り、今後の国語改善方策のよりどころを得ようとする」等の目的のためである。三十二年度は、東部地区—静岡 中部地区—富山 西部地区—長崎で行われ、現在の国語政策・漢字学習の問題・敬語法・国語表記の問題点・文法教育・読解指導などをテーマとして研究協議した。

そのほか、国語課が三十二年度中に発行した国語シリーズは次の通りである。

	シリーズ番号	発行日
33	「国語問題問答」第五集	三月
34	「敬語とその教育」山崎久之・三宅武郎	三月
35	「現代かなづかいと正書法」吉野 忠	三月
36	「教科書から見た明治初期の言語文字の教育」 古田東朔	九月

八、その他

言語生活七月号——「これからの敬語」は地方の人にとり受けいれられたか——は興味がある問題であった。

昭和二十七年に、国語審議会で議決された「これからの敬語」に対して、国立国語研究所が、各府県にひとりずつおいてある地方調査員（現在地方研究員と呼んでいる）に、その所感を提出さ

せ、集まった報告書のうちからおもな問題をとりまとめたものである。

その中からさらに、おもなものを拾ってみると、

(1) 「基本の方針」について、では

敬語の進むべき方向として示した——各人の基本的人権を尊重する、相互尊敬の上に立った平明簡素な敬語——に対しては賛成の意見が多かった。

『方言では敬語がほとんど使われていない。だから敬語が使われすぎているというより貧困というのが現状である。抑制するより、奨励することが必要だ』など、「これからの敬語」が方言を対象として考えられていない、という意見があった。

さらに、「これからの敬語」の内容が、やや簡単で、根本の思想は全体から読みとれるのだが、さて実際の場でどうしたらよいか迷うようなことが起る、という意見もあった。

(2) 「人をさすことば」とくに「相手をさすことば」については、「あなた」だけでは親愛体としてはよそよそしい感じがするし、敬体としてはなれなれし過ぎて不自然であるから、「あなた」も標準の形として認めよ、という意見があった。

(3) 「お・ごの整理」について

整理の基準が明確でない。例示されたものが名詞ばかりであるから、副詞や形容詞について、「ごていねい」「お強い」などという言い方をも認めているかどうかわからない。

(4) 「動作のことば」について

(1)~(3)までの問題については、いろいろの批判はあっても、

大方の賛成を受けているのに対して、「お書きになる。」より、「書かれる」を採ろうとするこの「動作ことば」に関しては、賛成の意見より反対の意見の方が多かった。

反対意見の中には、一般に言われる受身(ある方言については可能とも)とまぎれやすいことをあげているものが多かった。『「れる」・「られる」を採るなら、命令形に触れないのは片手落ちだ。』『本来敬意を表わす、なさる・おっしゃる・いらっしゃるなどに言及しないのは困る』という、いわば簡単にすぎる説明を批判している。

(5) 「職場用語」について

「職場用語」については、その趣旨は賛成であるが、現場、とくに女性の場合には実行が困難である、というものが多かった。実際の現場(市議会・デパート・学校)で、「さん」づけをやめようとしてやめられなかった例を示した地方調査員もいた。『専務や課長はよくても、主事・委員あるいは小使・給仕(医者・巡査)などはどうする』『相互尊敬の立場に立ったとして社長が小使に向かつて、『小使も身体検査を受けられましたか』とたずねるとなると、少しばかり変なものである』などの例もある。

以上、敬語について地方では深い関心を持っていること、方言の中での敬語はどうあるべきかが、現在の問題となっていることが知られる。

これらの敬語について、われわれはどうすべきかについて、同誌七月号で宮地裕国立国語研究所員は次のように述べている。

「当面、われわれにとって重要なことは、敬語の秩序を改善す

る自覚と、自覚的実践行動である。現実の日々の対話のなかのほげしい敬語のぶつかりあいに耳をかたむけ、そのなかで、すこしでも簡素にして実質のある、よりよき敬語の表現をさぐり、みずから信ずるところを忍耐づくよく着実に実行することであるとおもふ。」

東京都千代田区では、三十一年に印鑑条例を施行し、ことし六月から実施となった。無効になる印鑑は、雅号や職業など戸籍上の氏名以外のものが書いてあるもの、氏の一部(たとえば、「鈴木」の「鈴」だけ)や、別字(「武夫」を「武雄」や「多計夫」としたものの)、氏の書き替え(「寿々木」や「すよき」)、ローマ字のもの、判読できないものなどである。また、正しく氏名が書かれていても、ゴム判や、エボナイト判など形のvarietyややすいものや、印鑑のふちが欠けているもの、それにおおよそ十円貨より大きなものや、逆に直径七ミリ以下のごく小さなものも実印としては使えなくなる。なお他の区でも千代田区と同様な条例を施行しているので、これらの印鑑は無効となる。

計量法の改正によって、三十四年一月一日からメートル法が一般に実施されることになった。それに先立って、ことし四月から官庁で実施することになり、これを皮切りとして、食料品関係など統々とメートル法に切り替わっていった。

最後に筆をおくにあたって、不備の多い点、文中の引用で、わたしが勝手にアレンジしたもの、敬称を略したことなどお許しを願う次第である。

文部省国語課文部事務官